

第5節 資源の循環

大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動や生活様式を見直し、“廃棄物の発生の抑制、再利用、再生可能な資源の回収・利用”が促進された適正なりサイクル社会をつくるとともに、限りある資源・エネルギーの効率的利用等を図り、環境に負荷の少ない循環型のまちをめざします。

1 一般廃棄物の現状

家庭系ごみ量は、横ばいで推移してきましたが、平成11年3月の全市9種分別の導入を契機に減量が進みました。

事業系ごみも減量が進んでいます。3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）に取り組む事業所の増加と事業系ごみ減量の種々の施策が効果をもたらしたのではないかと考えられます。

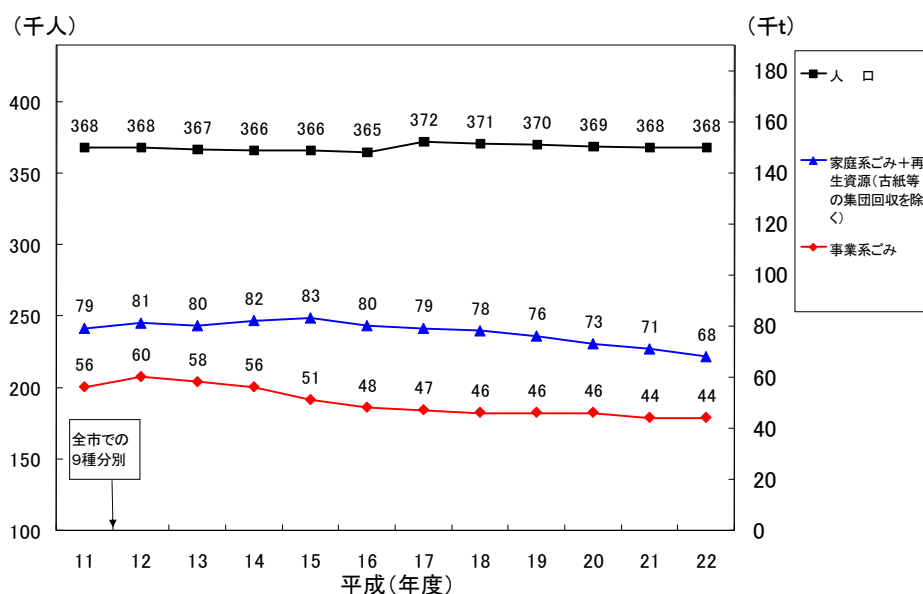
（表－2，61） 年度別ごみ処理量

単位：トン

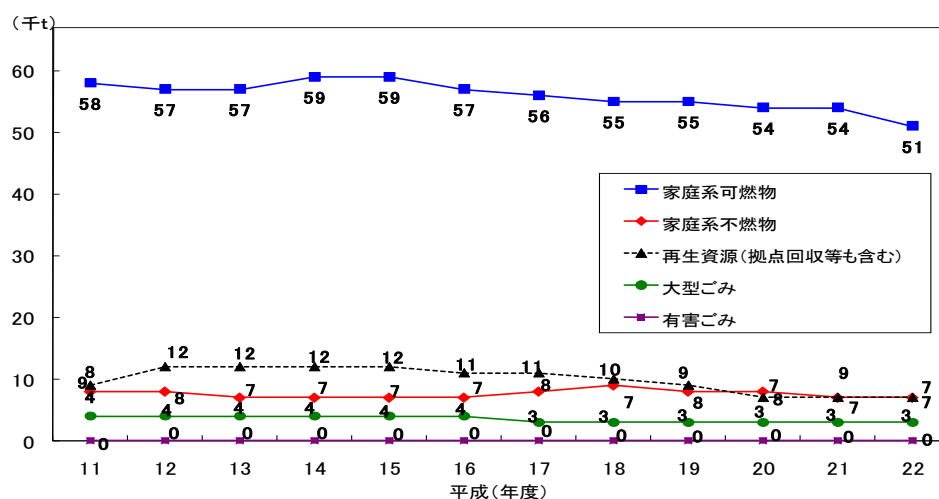
年度	総搬入量	内 訳			破碎機処理	内 訳			1日平均処理量 (総処理量 ÷ 300日)
		焼却 (破碎可燃物含む)	埋立 (破碎不燃物含む)	資源化 (スクラップ)		可燃物	不燃物	スクラップ等	
13	126,561	116,739	6,226	3,596 *	14,118	6,999	3,528	3,591	422
14	125,765	115,693	6,606	3,466 *	13,756	6,114	4,187	3,455	419
15	121,999	113,291	5,982	2,726 *	13,006	6,662	3,621	2,723	407
16	116,179	108,270	5,169	2,740 *	12,122	6,341	3,044	2,737	387
17	115,175	106,935	5,422	2,818 *	13,063	7,212	3,371	2,480	384
18	113,907	105,548	5,606	2,753 *	13,152	7,128	3,391	2,633	380
19	112,102	104,006	5,534	2,562 *	11,829	6,309	3,383	2,137	374
20	110,951	103,136	5,415	2,400 *	11,451	6,208	3,375	1,868	370
21	107,873	100,304	5,788	1,781 *	10,386	4,930	3,684	1,772	360
22	105,020	97,471	5,858	1,691 *	10,206	4,820	3,713	1,673	350

*有害ごみを含む

（図－2，34） ごみ排出量の推移



(図-2, 35) 家庭系ごみ及び再生資源の排出量の推移



注) 可燃物・不燃物には持ち込みごみを含む

2 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、工業的につくられる物質ではなく、物を焼却することにより非意図的に生成される化学物質であり、その発生源は多岐にわたっており、発がん性、催奇形性等の広範囲にわたる毒性が報告され、大きな環境問題になってきました。

平成 11 年 7 月ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うことなどを目的とした、「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、翌年 1 月から施行されました。

この中で、ダイオキシン類の排出割合が高い廃棄物焼却炉等の施設に、排出基準が設けられました。

市では、これを受けて環境清美工場のダイオキシン類削減対策工事を平成 11 年度～13 年度にかけて行いました。

各炉の排出ガス中のダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

(表-2, 62) 環境清美工場のダイオキシン類の測定結果

炉	21 年度		22 年度		排出基準	
	8 月	2 月	8 月	1 月	H13. 1 ～ H14. 11	H14. 12 ～
1	0. 57	0. 037	0. 0099	0. 0030(2 月)	80	1
2	0. 024	0. 030	0. 10	0. 012		
3	0. 0058	0. 0063	0. 0060	0. 0029		
4	0. 14	0. 0040	0. 0044	0. 0021		

単位：ng-TEQ/m³N

3 再資源化事業

(1) 再生資源収集

平成 4 年 7 月から空き缶と空きびんの分別収集をモデル地区で開始し、平成 9 年 12 月にはペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加え実施してきました。

全市での再生資源分別収集として、平成 11 年 3 月 22 日から、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を図っています。

(表－２，６３) 再生資源収集の回収実績

単位：kg

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
空き缶	アルミ	211,300	225,147	219,288	207,373
	スチール	319,560	307,261	284,109	234,136
	計	530,860	532,408	503,397	441,509
ガラスびん	1,943,743	1,877,240	1,886,378	1,783,543	1,795,388
ペットボトル	405,812	383,560	384,535	393,090	385,575
紙パック	83,917	77,970	74,456	70,065	68,045
合 計	2,964,332	2,871,178	2,848,766	2,688,207	2,712,029

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
プラスチック製容器包装	6,120,490	5,025,460	2,892,360	2,709,250	2,862,790

(2) 小・中学校空き缶回収

奈良市立小・中学校の児童・生徒に対する環境教育の実践活動を通して、ごみ減量と再資源化を推進するため、市内の小中学校で平成 3 年 7 月より、児童・生徒が持ち寄った空き缶を、市が回収し業者に売却しています。回収実施校に対し図書券を還元しています。

(表－２，６４) 小・中学校空き缶回収実績

単位：kg

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
アルミ	1,878	2,256	2,105	2,170	1,432
スチール	1,728	2,124	2,130	2,265	1,548
合 計	3,606	4,380	4,235	4,435	2,980

(3) 公共施設資源回収

平成 4 年 9 月から、公共施設における空き缶回収を開始し、平成 9 年 12 月にはペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加え、現在、市役所・出張所・行政センター・公民館・人権文化センター・連絡所等を拠点として回収を行い再資源化を図っています。

(表－２，６５) 公共施設資源回収実績

単位：kg

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
空き缶	アルミ	17,603	18,653	17,888	19,767
	スチール	27,283	27,979	26,832	24,817
	計	44,886	46,632	44,720	44,584
ペットボトル	36,250	39,435	39,645	40,940	46,600
紙 パ ッ ク	7,353	7,110	6,894	7,560	8,865
合 計	88,489	93,177	91,259	93,084	105,138

(4) 生ごみ処理機器購入助成

生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMボカシ容器）を購入する市民に対して助成金を交付し、家庭内で発生する生ごみの自家処理を促進しています。

○助成内容

- ・ 生ごみ処理機 購入価格の2分の1（限度額 10,000 円）で1世帯1基
- ・ 生ごみ堆肥化容器 購入価格の2分の1（限度額 5,000 円）で1世帯2基以内

（表－2，66）生ごみ処理機器購入助成実績

単位：件

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生ごみ処理機	156	78	80	47	38
生ごみ堆肥化容器	68	74	97	113	62
合 計	224	152	177	160	100

(5) 環境清美センター内資源回収場での資源回収

環境清美センターに自己搬入された再生資源を分別回収し、ごみ減量と再資源化を図っています。

（表－2，67）環境清美センター内資源回収場での資源回収実績

単位：kg

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
空き缶	アルミ	25,759	24,504	23,656	23,578
	スチール	40,289	33,866	35,480	35,366
	計	66,048	58,370	59,136	58,944
ガラスびん	144,397	136,030	136,172	134,977	140,422
ペットボトル	34,905	34,575	35,910	33,750	39,145
紙パック	5,820	6,030	5,460	4,815	5,550
合 計	251,170	235,005	236,678	232,486	258,809

種 別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新聞	315,070	295,510	252,360	191,640	146,080
雑誌	407,640	393,090	366,120	356,590	355,750
ダンボール	263,750	259,220	253,750	236,770	185,550
布類等	143,350	140,810	136,200	139,310	128,030
合 計	1,133,810	1,088,630	1,008,430	924,310	815,410

(6) 発泡スチロール製食品トレー回収

平成7年度から市役所・出張所・行政センター・公民館・人権文化センターを回収拠点として、発泡スチロール製食品トレーを回収し、ごみの減量化を図っています。

（表－2，68）発泡スチロール製食品トレー回収実績

単位：トン

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
0.70	1.09	1.02	1.47	1.04

(7) ごみ減量・リサイクルキャンペーン

循環型社会の形成に向けて、市民や事業者には3R（廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化）の促進を啓発するためのイベントとして、「ごみゼロの日・ならリサイクルフェスタ」（春）、「環境フェスティバル2010」（秋）を開催するなどしました。

4 平成 22 年度の主なキャンペーン

- (1) ごみ減量及び美化に関する啓発作品（ポスター）の募集
(夏休み期間中)

廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校からごみ減量及び環境美化に関する啓発作品（ポスター）を募集しています。

*応募総数 小学校 69 点・中学校 163 点の計 232 点



- (2) 「ごみゼロの日・ならリサイクルフェスタ」の開催
(5 月 30 日開催)

5 月 30 日の「ごみゼロの日」にちなみ、ごみ処理の拠点である環境清美センターにおいて施設見学会や市民から公募した方々の参加によるフリーマーケット等を開催しました。

出店団体数は約 60 団体。



- (3) 「環境フェスティバル」の開催

(10 月 24 日開催)

10 月が 3 R 推進月間であることにちなみ、ごみ減量及び美化に関する啓発作品の入賞者及びごみ減量・リサイクル実践優良団体等顕彰制度「地球環境賞」の表彰式とポスター作品の展示、リサイクル機関車 100 年号の運行等を行いました。



5 し尿処理状況

し尿汲取は、公共下水道の普及及び浄化槽の増加に伴い年々減少傾向を示しています。

(表－2, 69) し尿の汲取り 3 月 31 日現在

年	汲取り世帯数
平成 18 年度	3,904
平成 19 年度	3,635
平成 20 年度	3,388
平成 21 年度	3,301
平成 22 年度	2,882

6 浄化槽

浄化槽は、平成 14 年 4 月 1 日からの中核市移行に伴い「奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定、そして適正な維持管理等の指導を行っています。

(表－2, 70) 浄化槽数 3月31日現在

年	浄化槽数
平成 17 年度	14,864
平成 18 年度	14,726
平成 19 年度	14,722
平成 20 年度	14,892
平成 21 年度	14,880
平成 22 年度	14,882

7 産業廃棄物対策

産業廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物処理業・処理施設の許可、産業廃棄物の不法投棄防止の指導等の産業廃棄物対策に関する事務を行っています。

(表－2, 71) 産業廃棄物処理業者数

H23.3.31 現在

許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	147	301	931	1,379
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含む)	8	—	—	8
産業廃棄物処分業 (中間処理)	5	3	2	10
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	8	14	103	125
合 計	168	318	1,036	1,522

(表－2, 72) 監視パトロール、苦情処理及び多量排出事業所立入件数

H23.3.31 現在

	出動日数 (日)	出動か所 (か所)	不法投棄に 対する指導等 (件)	野焼き行為に 対する指導等 (件)	指導継続中	
					不法投棄	野焼き
監視パトロール	220	* 1,356	1	4	4	—
苦 情 処 理	45	* 45	25	20	—	—
多 量 排 出 事 業 所 立 入	15	15	—	—	—	—
合 計	280	1,416	26	24	4	—

* 延べ数

8 使用済自動車のリサイクル

自動車リサイクル法関係業の登録・許可及び指導等に関する事務を行っています。

(表－2, 73) 使用済自動車に係る登録・許可業者数

H23.3.31 現在

登録・許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
使用済自動車引取業 (登録)	119	12	11	142
使用済自動車フロン類回収業 (登録)	47	8	3	58
使用済自動車解体業 (許可)	11	2	3	16
使用済自動車破砕業 (許可)	1	1	3	5
合 計	178	23	20	221

9 建設廃棄物対策（建設リサイクル法）

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割をしめており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で年間約8300万トン（平成14年度）になります。

そこで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14年5月30日に施行され、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた一定規模以上の工事（表－2，74）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられました。

（表－2，74） 建設リサイクル法に係る規模の基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額1億円以上
その他の工作物に関する工事 （宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）	請負代金の額500万円以上

また、建設リサイクル法においては、国や地方公共団体等の発注する工事については届出に代えて通知を行えばよいこととされています。

奈良市における建設リサイクル法の届出件数・通知件数は次のとおりです。

（表－2，75） 建設リサイクル法による年間届出・通知件数

	届出件数（件）	通知件数（件）
平成17年度	654	182
平成18年度	697	144
平成19年度	614	142
平成20年度	643	127
平成21年度	589	127
平成22年度	581	154

平成14年5月30日法施行後の14年度、本市は解体業者、建設業者、不動産業者の各協会の協力のもと担当者に啓蒙啓発を行い、翌平成15年度は強化パトロールを実施し、関係各業者に指導を行いました。平成16年度は開発に伴う造成工事等のパトロールに重点を置き、平成17年度より届出に基づく届出シール（工事現場での建設業等の標識への添付用）の配布をしています。

平成23年度は、昨年度に引き続きパトロールに重点を置き、現場における適正な分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施を推進していきます。